



# 島根県報

令和4年2月4日（金）

第 283 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

島根県年金恩給支給規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

**【告 示】**

換地計画書の縦覧 (農 村 整 備 課) 5

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 5

指定施業要件の変更予定保安林（3件） ( " ) 6

島根県造林事業補助金交付要綱の廃止 ( " ) 8

森林病虫害等防除措置に伴う損失補償金交付要綱の一部改正 ( " ) 8

激甚災害に係る森林災害復旧造林事業補助金交付要綱の一部改正 ( " ) 9

**【公安規則】**

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 9



様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第5条関係)

請 求 書

百万 十万 万 千 百 十 円

金							
内 訳	現金支払高						
	所得税引去高						

ただし

証書記号番号	恩給年額	期 間	備 考
官恩 官扶 県恩 県扶 教恩 教扶 警恩 警扶 第 号	円	年 月から 月分 年 月まで	
	円	年 月から 月分 年 月まで	

未支給の給与金の支給を受けたいので、上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所  
氏 名

島根県知事 様

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県年金恩給支給規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

**告 示**

## 島根県告示第68号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条第1項の規定により、次の者から換地計画の認可の申請があり、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により審査した結果これを適当と決定したので、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該決定に異議がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して申し出ることができる。

令和4年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業主体名	換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大田市	出岡地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

## 島根県告示第69号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川本1556、1556－1、1560－1、1563、1564－1、2897

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第70号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第71号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
仁多郡奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第72号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する

同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第73号

島根県造林事業補助金交付要綱（昭和32年島根県告示第502号）は廃止し、令和4年2月4日から施行する。

令和4年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第74号

森林病虫害等防除措置に伴う損失補償金交付要綱（昭和55年島根県告示第709号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条第1項中「農林振興センター所長」を「農林水産振興センター所長」に改める。

様式第1号中「㊟」を削る。

「

住 所	氏 名	印

様式第3号中

を

「

住 所	氏 名

に改める。



様式第7号中「㊟」を削る。

**附 則**

この告示は、令和4年2月4日から施行する。

**島根県告示第75号**

激甚災害に係る森林災害復旧造林事業補助金交付要綱（昭和59年島根県告示第857号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月4日

島根県知事 丸 山 達 也

第3条の表中「農林振興センター所長」を「農林水産振興センター所長」に、「林業振興課長」を「森林整備課長」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

**附 則**

この告示は、令和4年2月4日から施行する。

**公 安 委 員 会 規 則**

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月4日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

**島根県公安委員会規則第2号**

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第14条第1項中「届出て」を「届け出て」に改める。

第16条第1項中「2通」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「2通」を削り、同項を同条第4項とする。

様式第19号を次のように改める。

**様式第19号 削除**

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正）

2 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表島根県道路交通法施行細則の部第16条第3項及び第4項の項中「及び第4項」を削り、「安全運転管理者・副安全運転管理者届出済証の交付及び」を「安全運転管理者等に関する」に改める。

（島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

3 島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年島根県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2 島根県道路交通法施行細則の部第16条第4項の項中「第16条第4項」を「第16条第3項」に改める。